

酒田市長 矢口明子様

酒田市監査委員 大石 薫
(公印省略)

酒田市監査委員 田中 斉
(公印省略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
企画部 都市デザイン課	12月31日	1月9日～ 3月6日	2月10日
企画部 文化政策課	12月31日	1月13日～ 3月6日	2月10日
企画部 企画調整課	12月31日	1月13日～ 3月6日	2月12日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

都市デザイン課

指摘事項

【収入事務】

○調定手続が適正でないもの

中町にぎわい健康プラザ駐車場使用料について、駐車場精算機の現金収入分の調定が5月分から漏れていたため、監査基準日（令和7年12月31日）時点で収入未済額が△1,145,593円となっていた。

今後は、徴収金の取扱いには十分留意し、速やかに調定手続を行うこと。

文化政策課

指摘事項

【支出事務】

○支払期限から3か月を超えて遅延したもの

旧阿部家消防設備保守点検業務委託（機器点検）委託料13,200円について、令和7年7月8日付けの請求書（支払期限：令和7年8月6日）が届いていたものの、令和7年11月28日に支払期限から114日遅れで支払処理をしていた。その際、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条の規定による遅延利息100円（年2.5%）が生じ、支出科目を新設して流用により対応していた。

請求書の適正な管理を行い、期限内に支払えるよう事務を改善すること。

○支出負担行為として整理する時期から12か月以上遅延したもの

支出負担行為として整理する時期は、酒田市財務規則第36条別表第1に規定されているが、整理すべき日から12か月を超えて遅延し、予算管理に支障をきたしたものがあつた。その他にも整理すべき日から8か月を超えて遅延したものもあつた。

規則にのっとり適正に処理すること。

【内容】

- ・令和6年度 酒田市国指定文化財管理事業費補助金（鶴舞園）
金額：551,000円
整理すべき日：令和6年4月1日（起票年月日＝交付決定日）
伝票入力日：令和7年4月18日（交付決定日から382日後）
- ・令和6年度 酒田市国指定文化財管理事業費補助金（總光寺）
金額：113,000円
整理すべき日：令和6年4月1日（起票年月日＝交付決定日）
伝票入力日：令和7年4月18日（交付決定日から382日後）
- ・令和7年度 總光寺山門屋根修繕補助金
金額：16,000,000円
整理すべき日：令和7年4月1日（起票年月日＝交付決定日）
伝票入力日：令和7年12月8日（交付決定日から251日後）